

令和八年五月二十六日（火曜日）

午後四時開議

出席協議員

座長	鈴木 馨祐君	
幹事	島尻安伊子君	幹事 長谷川淳二君
幹事	中野 洋昌君	幹事 金村 龍那君
幹事	古川 元久君	
	石田 真敏君	大野敬太郎君
	勝目 康君	落合 貴之君
	和田 政宗君	峰島 侑也君
	塩川 鉄也君	

協議員外の出席者

一般社団法人選挙制度実務研究会会長		
公益財団法人明るい選挙推進協会理事長		
駒澤大学名誉教授	大山 礼子君	
衆議院調査局第二特別調査室長	笠置 隆範君	
		大泉 淳一君

○鈴木座長 ただいまより衆議院選挙制度に関する協議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして、衆議院の選挙制度についての御意見を聴取するため、有識者といたしまして、一般社団法人選挙制度実務研究会

会長、公益財団法人明るい選挙推進協会理事長であられます大泉淳一君及び駒澤大学名誉教授であられます大山礼子君に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この際、有識者の先生方に、本協議会の座長といたしました一言御挨拶申し上げます。本日は、大変御多用の中、本協議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それぞれのお立場からは是非忌憚のない御意見を頂戴させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。まず、衆議院の選挙制度につきまして、有識者

お二人からそれぞれ十五分程度で御意見をお述べいただきまして、その後、協議員からの質疑に対してお答えを賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず大泉選挙制度実務研究会会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大泉淳一君 それでは、よろしくお願いいたします。選挙制度実務研究会と明るい選挙推進協会の大泉淳一と申します。本日はこのような機会をお与えいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、以前、第二特別調査室におりまして、皆様に大変お世話になったのでございますが、現在は、選管からの質疑に答えたり、研修会をやったり、あるいは選挙啓発に携わって、選挙制度に関する様々な仕事しております。

本日のテーマは選挙制度という大きな話であり

まして、大変荷が重いのですが、微力ながら、これまでの経験などを踏まえてお話し申し上げます。

現在の衆議院議員の選挙制度は小選挙区比例代表並立制で、昭和六十三年のリクルート事件を契機にしました政治改革の中で導入されたということでございます。国会を始め各方面で大きな議論となりまして、五つの内閣を経て、最終的には細川・河野総総会談で決着し、約六年越しで成立したものでございました。衆議院選挙制度につきましては、資料に掲げた第八次選挙制度審議会の答申を踏まえて、民意の集約と民意の反映という要素を兼ね備えた小選挙区比例代表並立制が採用されたというものでございます。

しかし、多党化が進みまして、民意を十分に吸収し切れなくなったのではないかと、この状況に即した選挙制度に改めるべきではないかという御意見があることは承知しております。

それでは、まず最初は平成の政治改革を振り返らせていただきたいと思います。

当時は中選挙区制で、基本三人から五人の選挙区において過半数を取るためには政党が複数人を当選させなければなりませんでしたが、過半数の候補者を立てていたのは自民党のみでした。そして、政党として同じ政策のはず、たまに違ったことを言っている人も覚えていられるんですけど、そういうことなので、他の候補者と差別化するためには、選挙や平日頃の寄附などでの地盤培養に金がかかる。また、党には頼れないので、候補者個人、後援会、そして派閥が中心になるとい

う構造でございました。

また、党に対する投票という観念、あるいは票の移譲というような制度がありませんでしたので、全くの個人戦になっておりました。

ちなみに、今所属している明るい選挙推進協会でも、政治家の選挙区内への寄附を抑止するために、当時から三ない運動といって、贈らない、求めない、受け取らないというものを展開しておりました。ところが、当時は罰則の対象も限られておりましたので、実効性は乏しかったと思われま

す。なお、政治改革では連座制の強化なども行われまして、一つの指標として掲げさせていただきましたけれども、買収の件数、こういうものは大きく減りました。

政治改革の柱の一つは、政党中心の選挙制度というものに変革し、国民が政権を選べる選挙に変えていこうということでした。私も、制度や実務に携わってきたことから、こうした角度からの観点を含めて述べさせていただきます。

資料の次のページにあります。いわゆる五人、二%の政党要件を満たした政党は、衆議院選挙では小選挙区でも政党が候補者を届け出る形に徹底しまして、選挙運動も、候補者に加えて政党が主体となるように変えられました。

また、比例代表名簿登載者につきましては、衆議院では、名簿を届け出る政党に所属する者に限られます。この点、参議院の比例代表は、所属する者に加え、推薦する者を名簿登載することができると規定されておりまして、違うことになっております。

また、衆議院の政党の候補者は重複立候補が認められました。

この政党を中心とする制度の考え方は、選挙以外でも、政党の類似名称の届出の禁止、あるいは、企業・団体献金を政党に対するものに限定するということ、また、政党の活動を支援するという意味での政党助成制度、これらを導入するという点にも表れております。

しかし、初めに申しましたとおり、多党化が進みまして、民意を十分に吸い切れなくなつたのではないかとというような指摘がございます。もちろん、この制度の下でも複数の政党が協力して選挙に臨むことはできますし、実績もあります。選挙制度を改正するのであれば、こうした選挙の主体をどうすべきかなどについても御議論いただければありがたいと考えております。

ただ、政党中心の制度を改めると、例えば以前のような中選挙区制に戻ることとなつたならば、政党助成などの是非を含めて、先ほど申し上げた現行の仕組みと相入れない部分が出てくるのではないかと思っております。

一方、少数の候補者しか出さないという政党であれば、こうした同士討ちはないのでしようが、その場合、どのような政権が期待されるのか。現在の制度は政権の選択を国民が行うという形でつくられているものですけれども、他の制度を取つた場合、例えば連立協議に時間がかかっているという比例代表制の外国の例などが挙げられますけれども、こういうことにどう対応するのか。

政権を取るからには、これは私の個人的な考え

ですけれども、政策の実行だけではなくて、国民の生活を丸ごと面倒を見るという立場に立つことになると考えられます。それを担う体制、政権がどのように構成されていくことになるのか、そこが見えないと、国民に求められる制度改正になってほしいと思うんですけれども、その辺の疑問が出てくるということです。

と、私自身が、どの制度がいいか、特にこれという特定の制度、知見は持ち合わせておりませんけれども、新たな選挙制度を考える場合は、選挙の諸手続や周辺の諸制度についても思いを致していただければありがたいと思います。

次に、現行の選挙制度について、よく指摘されている事項について述べてみたいと思います。まずは、重複立候補の問題。

小選挙区と比例代表は別の選挙であるとの前提の下、当時の国会答弁によれば、政党に幅広い裁量を認め、政党として当選させたい人を比例代表選挙に立候補させることができるという趣旨でございました。平成十二年に、小選挙区選挙で法定得票数、有効投票数の六分の一ですが、六分の一がないと比例で当選できないという法案が出たのですけれども、審議の途中で修正されまして、現在のような供託金没収点、十分の一に改められたという経緯がございます。

また、今回の総選挙では、比例代表選挙で小選挙区の当選により名簿登載者が少なくなつてしまつて、他党の候補者が当選したということがございました。我が国に初めて比例代表を導入したのが参議院選挙でございますけれども、この参

議員を自分たちの代表とは思っていないんじゃないか、こういうことでございます。

そういう状況がある中で、政党や議員の多くが削減を提案すると、そうだ、削減すべきだ、こういう世論との悪循環になっているんじゃないかという気が私はいたします。ですので、削減よりも国民に自分たちの代表だと思ってもらえるような議員を選出するにはどうしたらいいかということ、をまずお考えいただいた方がよろしいのではないかと思います。

さらに、それでも削減するというのであれば、一つ注意点は、定数を削減するという名目で選挙制度の性格を実質的に変更するのはよろしくない、と私も思います。

今、比例のみ的大幅削減というようなことが取り沙汰されているようですけれども、小選挙区比例代表並立制というものを別なものにしてしまうおそれがございます。ですので、もしそういう改革をなさるのであれば、あるべき選挙制度の議論をしてからということだと思います。そこが注意点かなと考えております。

そうしますと、あるべき選挙制度をどういうふうに考えたらいのかということになります。そこで、二番目に移りますけれども、一つ、従来からいろいろな論点がございまして、先ほどの大泉さんのお話にも出てきたと思いますけれども、当然考えなければいけない論点が幾つかございます。まずは、選挙権の平等ということで、人口比例をどうするかというのは当然の要請になると思います。特に、衆議院は国民代表機関ですので、こ

こを抜きにはできないということかと思えます。

その次が、人を選ぶのか政党を選ぶのかということで、それと関係する問題として、地域代表の必要性をどう考えるかということが大きな論点かと思えます。

それから、小選挙区制がいいのか比例代表制がいいのかというところで問題になるのは、政権の安定を優先するのか、少数意見を反映させることを優先するのか、こういう問題だと思います。これは国民の選択の問題でもあっておられます。

先ほど、これまでの改正の経緯を詳しく御説明いただいたわけですが、過去の議論の継承ということも大事だと思います。御説明いただきましたように、前回の公職選挙法の大改正は、同一政党の候補者による同士の討ちをやめるといことだったはずで、ですので、もし選挙区の規模を中選挙区制度に変えるということであっても、同士の討ちを避ける配慮というのは是非必要かと思えます。

御参考までに、フランスの上院では、定数三名以上の選挙区では比例代表制をしております。これは別に不可能ではございません。

それから、基本的論点以外にあと二つ申し上げたいんですけれども、二つ目は、有権者にとつての分かりやすさということですね。

選挙制度は議会制民主主義の土台でございます。ですから、国民が、自分がこの票を投じると、それがどういふふう議席に変換されて、ひいては政権の樹立にどのように関わっているのかということが理解できる、ここはすごく大事なことだと

思えます。

申し上げれば、今の惜敗率の仕組みは有権者にほとんど理解されていないと思います。ですので、復活当選に対する批判はいろいろあると思いますけれども、一つは、この惜敗率がよく分からないので批判しているという面があるかと思えます。そもそも重複立候補自体は小政党にとっては非常に重要な仕組みで、ドイツでもどこでもやっていますので、それ自体は私は問題ではないと思うので、そればかりに、この制度のおかげで批判が起きるといことも考えられるかと思えます。

もう一つの論点は、多様な人材の新規参入を促すということです。

皆さんは現職の方ばかりで申し上げるのもあれですけれども、議員の新陳代謝を促して新しい人材の参加を促進することが非常に重要で、国会が国民を代表しているという代表性を回復し、ひいては信頼を回復することにつながると思います。そのためには、広い意味での選挙制度の改革も検討すべきだと思います。

新しい人がなかなか参加できないのは、そもそも選挙運動規制が難しいです。選挙のプロがいないと怖くて立候補できないです。こういうものはもうちょっと簡素化して、何が違反になるかが分かりやすくしていただきたいと思えます。

それから、戸別訪問もずっと禁止されたままで、すけれども、これも元々いろいろ批判があつて、憲法違反ではないかというような説も多いわけですから、最近では特にネット選挙でいろいろ

なことが行われていますので、そこと比べて余りに規制が厳し過ぎる、不均衡ではないかという気がいたします。今はリアルな選挙制度をもう一回立て直す必要があるのではないのでしょうか。それには戸別訪問の解禁というようなことも考えていいかと思えます。

それから、選挙運動期間も、これも短ければ短いほど現職優位になりますので、本来にこのままでいいのかということもお考えいただきたい点でございます。

そして、供託金でございます。

供託金は、諸外国ではないところが多いです。あっても、日本のような高額の供託金はほとんどございません。これも立候補の自由を制約するという批判がございますけれども、特に若者や女性にとって負担感が大きいものですので、これは地方選挙も含めて見直す必要があるかと思っております。

余り真剣ではない候補が立候補するのを抑制するということのようなことが言われていたわけですが、でも、実際には、宣伝に利用したい人にとっては大した金額ではないです。ですから、そういうことも考えていただきたいと思います。

そして、多様性がないというのを象徴しているのは、何といっても女性議員が極端に少ないというところでございます。ですので、この際、ジェンダークオータも視野に入れるべきだと私は考えます。こう言いますと、クオータ制ですかというようになことをおっしゃる方が多いんですけども、様々な手法があるので、議席割当てとかそういう

ことに限るものではございません。

御参考までにその後のページにつけておきましたけれども、政党交付金の計算方法をちよつと変えて穏やかなインセンティブを設ける、この程度のことはやってもいいのではないかと思えます。

どんな案かというのを簡単に御説明しますと、今、政党交付金は半分を議員数割で交付して、四分の一を男性議員数割、四分の一を女性議員数割にしたかどうかという、これは私の御提案でございます。

これは、特徴のところを見ていただくと、今の配分方法とそんなに極端には変わりません。それと、全体で男性、女性がほぼ五〇対五〇になりますと、どんな政党も同じだけもらえるようになります。ですから、例えば女性党で全員女性にしてもいいし、男性ばかりの政党があってもその人たちの自由は阻害しない、こういう制度です。で、こんなやり方もございますよという参考までにおつけしております。

最後に、選挙制度改革の手順についてお話ししたいと思います。

選挙制度は主権者と代表をつなぐ民主主義の根幹でございます。ですので、現行制度によって選出された議員だけで決定するのではなく、国民的議論が必要な問題だと思っております。

御参考までに、国民投票で選挙制度改革の是非を問うということをやっている諸外国の例を挙げてございます。

一つ目は、イギリス。

イギリスの下院は、皆さん御承知のとおり、単純小選挙区制をずっと使ってきたわけですが、それでも、いつとき連立政権を組んだということがあって、選択投票制という中道政党に少し有利になる制度の導入が検討されたことがございます。その際に、国民投票でどちらがいいですかと聞きまして、結局否決されて、今の小選挙区制のままになったという経緯もございます。

もう一つは、ニュージーランドです。

ここは、日本の公職選挙法改正とほぼ同じ時期に大改革を実施しまして、イギリス型の小選挙区制からドイツ型の小選挙区比例代表併用制に変えたところがございます。ですが、ここは本当に丁寧に国民投票をしております。まず、九二年に、変更すべきか、変更するとすればどのような制度がよいかという二段階の国民投票を行って、その結果を受けて更にもう一度国民投票をして大改正をしたということがございました。さらに、二〇一一年になって、大改革しましたけれどもこのままでいいでしょうか、戻しますかという国民投票もしております。

こんな例もございますので、是非国民的な議論をしていただいて、よりよい選挙制度をお考えいただくようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。(拍手)

○鈴木座長 ありがとうございます。

以上で御意見の御開陳は終わりました。

それでは、これより協議員の皆様方からの質疑を順次行ってまいります。

自由質疑でございますので、挙手の上御発言を

いただき、その際、どちらの先生への御質問かをお述べをいただきますようお願いを申し上げます。
○中野（洋） 協議員 中道改革連合の中野洋昌でございます。

今日は、大山先生、また大泉理事長、大変に貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

私からそれぞれの先生方に一問ずつ御質問をお伺いしたいんです。

大泉理事長に、定数のところをもう少し御質問できればと思っております。大山先生の方から、定数削減について問題があるというふうな御指摘をいただきました。私ども中道も削減の議論そのものを否定するものではないんですけれども、今与党の中で一割削減というお話も出てきておりまして、例えば、特に比例区のみを四十五削減するというふうな案もあると聞いております。今回の議論でも、地方の声の反映という中で慎重な検討をとというふうな地方三団体からの御意見もございましたし、私どもも、少なくとも制度そのものと定数をやはり一緒に議論していくべきではないのかなというふうなことも思っております。単純に数だけ削減する議論というのはやはりおかしいのではないかと思っておりますが、この点についてももう少し、大泉理事長の御意見があればということが一点。

大山先生の方には、選挙制度そのもののあるべき姿も今議論させていただいております。民意の集約をする小選挙区と反映をする比例区というふうな現行の制度がある中で、もう少し的確に民

意を反映するにはどうすればいいのかなというふうな議論も党内でしております。もう少し比例制度のバランスを高めるような話ですとか、あるいは、中選挙区のような、選挙区の在り方そのものを変えるような話もあるんですけれども、こうした民意の集約と反映のバランスとあるべき制度ということにつきまして、もう少し御意見を賜ればと思っております。

よろしくお願いいたします。
○大泉淳一 君 定数のことで御質問がございました。ありがとうございます。

定数については、資料のとおりなんですけれども、何人いてというふうにも本当は一つの手としてあるんでしようけれども、はっきり申し上げて、過去からの経緯で、三百人から始まって、男子普通選挙のときに四百六十六人になって、一時増えましたけれども、今はそれより一人少ない四百六十五人になったというふうなことでございます。人口に対する比率はあるんでしようけれども、今までの経緯から振り返ると、やはり合理的に何人だということをはなかなか出てこなくて、増減の対象として何人増える、何人減る、定数は正のときは五百十二人まで増えましたけれども、そういうような議論の経緯から踏まえますと、理屈の面で何人がいいというのはなかなか出てきにくいのかなと思っております。それで、選挙制度調査会が言っていたような、表明したらやってくださいというふうなことが最後に出ていたので、それを引用させていただいた

ところでございます。

○大山礼子 君 小選挙区制というのは、かなり得票率と乖離した議席率になりますので、私は個人的には余り賛成しておりません。比例代表だと、すぐく小政党が乱立するというような御意見がよくありますけれども、これは比例代表のやり方次第で、ドイツのように5%条項を入れるというやり方もありますけれども、そもそも選挙区の大きさが小さければ、比例代表といってもそんなにはばらばらにならないわけですので、その辺も考えていただければいいかと思えます。

中選挙区制のお話が出ましたけれども、中選挙区制というのは、単に選挙区の大きさの話ではなくて、政治学でいうと単記非譲式というものだったんですね。三人も四人も五人も当選するのに、有権者の側は一人しか選べない。そして、同じ政党の人で片方だけがたくさん票を取り過ぎて、本当は二人当選するはずが一人しか当選できなかったというふうなことがあるわけで、譲れない非譲式というところがあったわけです。ですから、単記非譲式というのはやめた方がいいと私も思います。ただ、中選挙区制ぐらいの規模の選挙区を設けるといのはまた別の話でございます。そこをはっきり切り分けて議論すべきかと思えます。

先ほど申し上げましたように、中選挙区制で比例代表にすることは全然不可能ではございません。例えば、非拘束名簿で有権者は個人名で投票するけれども、議席配分については同じ政党の所属議員の得票数を合算してやるという方法であれば、

それこそ分かりにくいものにはなりませんし、一つの方法かなというふうには私は思っております。以上でございます。

○長谷川協議員 自由民主党の長谷川淳二でございます。

今日は、大山先生、大泉理事長、貴重な御知見を賜りまして、ありがとうございます。

私からそれぞれの参考人の皆様に御質問させていただきます。

まず、大泉参考人でございます。

定数削減につきまして、明治時代以来の経緯を御説明いただきました。大島議長の下に置かれていた選挙制度調査会の答申も抜粋をいただきました。国際比較でいえば、我が国の国会議員は必ずしも多くない。一方で、ここを私は強調させていただきます。衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である、ここが私は非常に重要だと思っております。

いわゆる民主党政権の下で、野田総理、そして安倍総裁の党首討論を経て、定数削減が主要政党の約束事になり、その後、解散・総選挙で○増五減は実現した。その後、自公政権復帰後も、民主党は八十の定数削減を、これは法案も提出をされています、小選挙区三十、比例代表五十というところでございます。自民党も、当時の公明党とお約束をして、比例定数三十の削減に合意をして、各党に協議を訴えました。日本維新の会は、三割削減という法案も出されました。平成二十五年当時でございます。

その後、大泉参考人が御説明のとおり、一票の較差、一人別枠方式の違憲判決、立法府に強い措置を求める判決が三回ほど繰り返された記憶はありますが、一票の較差は正が非常に重要な課題になってきたということで、大島議長の下に調査会が置かれ、どちらかというと、一票の較差は正、アダムズ方式は正の方に議論がシフトしていった。しまつたわけでございますが、あの当時、国民の皆さんに約束をしたことがやはり果たされていないということが、むしろ政治不信の大きな一つの要因ではないかというふうに思います。もちろん、アダムズ方式のときには、平成二十八年に○増十減を実現したわけでございますが、平成二十八年以降、定数削減はなされていません。

まさに、この選挙制度調査会の答申のとおり、多くの政党が選挙公約で掲げ、国民に約束をした定数削減が果たされているかどうかということについて、当時一貫して携わっておられた大泉参考人の率直な見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

もう一方で、大山参考人にお伺いさせていただきました。これは、選挙制度について、国民の選択によるべきものだ、最後は国民的な議論をということ、イギリス、ニュージーランドの国民投票の例を引かれています。国民投票ということになりますと、当然、多数決原理が働くわけでございます。選挙制度に関する議論は、この協議会でもそうでございますし、選挙制度に関する政治改革特別委員会でも、少数政党にも平等に審議時間等を割り当てて、同じような仕組みの中で議論をし、

それでも結論が出ない場合には、平成の政治改革のときには自治省の審議会で答申をいただいた、アダムズ方式のときには、衆議院議長の下に置かれた調査会とか、いわゆる第三者機関に委ねて、中立公平な立場で結論をいただいたという経緯がございますが、選挙制度改革の手順として、国民投票がいいのか、それとも第三者的な機関に委ねるのがいいのか、その御見解についてお伺いをさせていただきます。

先ほど、中選挙区単位の比例代表制にしたかどうかという大山先生の御見解をお伺いして、以前大山先生が新聞記事で、中選挙区の比例代表にしたかどうか、個人票を合算して投票する、ただ、政党にひもづけて、政党名で累積したらいいんじゃないかという御提案をされていたことを拝見させていただきます。懸念があるということ、中選挙区単位でありますので、どうしてもお金がかかる選挙になってしまうのじゃないかという懸念を持っております。

これは実は、先般、中央大学の中北先生も同じような主張をされていて、私も同じ質問をさせていただきました。比例代表という仕組みであつても、中選挙区単位で候補者名で戦うとなれば、どうしても、同士討ちですとか、あるいはお金がかかる選挙になりがちじゃないかという懸念を指摘させていただきます。その点についての大山先生の御見解をお伺いしたいと思います。

○大泉淳一君 御質問ありがとうございます。

非常に難しい問題で、私の個人的な見解というのであれば、なかなかここで披露してもなと思いません。

繰り返しになってしまいうんですけども、定数が多い少ないという議論は確かにたくさんあります。ただ、公約があり、外国との比較等、いろいろ全て判断した上で、そのときも減らさないという調査会の議論はあったんだと思いますけれども、この調査会が言っているように、最終的には、やはりここまで言うんだったら減らすべきだという結果が出てきた。

そのときの数が多くかどうかというのはまた出てくるものでしょうけれども、そういうような経緯から見たら、今までのそれぞれの発言に対してどこまでやればいいのかというのは、ある意味、私よりもやはり皆様方で議論していただきたいと思えます。

○大山礼子君 まず、一点目の国民投票か第三者機関かということですけども、いきなり国民投票にかけている国はございませんで、必ず第三者機関できっちり議論をして、その結果として、例えば、こちらが推奨されているけれども今のものを変えますかというような議論をしているわけです。

それと、ニュージーランドの国民投票のときの資料は多分今でもネット上で御覧いただけと思うんですけども、本当に丁寧に説明をしながら、英語だけではなくて、英語がよく分からない国民にも分かるように、いろいろな言葉で説明をしています。それぞれの選挙制度の利害得失の

ようなことを理解してもらった上で国民に問うという形を取っています。

ですから、第三者機関と国民投票が相入れない、全く反対のものというわけではございませんので、当然、第三者機関できっちり議論していただいて、さらに、最終的な結果について国民に参加を求めるということがあってもよいという程度のことかと思えます。

それから、中選挙区制ですけども、新聞記事を御覧になったときに私がそういうことを言いましたのは、当時、中選挙区制に戻したいという議論がかなり活発だったんですね。戻すんだったら、同士討ちになるのは困るから比例代表の要素を入れなさいということをお話ししたつもりでございました。

非拘束名簿の比例にすれば、かつての単記非移譲式のような同士討ちにはなりません。というのは、例えば、自民党の候補者が二人いた場合に、片方の候補者がたくさん票を取るということは、もう一人の候補者にとってはメリットなんですよね。ですから、かつてのように、同士討ちというか、同党の候補者こそが一番のライバルだというようなことにはなりませんので、そこは大きく違うというふうに思っております。

以上です。

○古川（元）協議員 国民民主党の古川元久です。今日は、参考人のお二人には貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

私からお二人に二点お伺いしたいんです。まず一点目は、選挙制度と定数というのは、理

屈的に言って、理論的に言って一体のものであって、選挙制度の形を抜きにして定数だけ議論するというのは本来あるべきじゃない。あるべきなのは、やはり、選挙制度と定数というのは一体として議論すべき問題じゃないか。

大泉さんが言われたように、今までの経緯でいうと、そのところの定数はいわば理屈じゃなくなってきたということはあるんですが、ただ、この選挙制度協議会は、元々、今の選挙制度を抜本的に見直しをしないといけないんじゃないか。先ほど長谷川さんからかつてのときの定数削減の話が出ていますけれども、当時は、選挙制度は今の制度という大前提の中で、選挙制度を見直そうなんて話は与野党共にあのときは基本的になかったんですよね。ない中での定数がどうだという話。

でも、今回の制度は、一番最初からいらっしゃる石田先生、金村先生、塩川先生もそうだと思いますけれども、元々、いろいろな問題があつて、選挙制度そのものを見直すことが必要じゃないか。そうなると、そこは過去の経緯の定数もあるかもしれないけれども、今の急速な人口減少と人口の偏在が進む中で、それこそ代表性というものを担保するためには制度そのものを見直していく必要があるんじゃないかという議論をやってきているわけです。

そのときに、制度をどうするかというのと定数というのはその上で考えていく問題で、そこを切り離して議論すべき問題ではないんじゃないかというふうにも私も考えるんですけども、お二人はどう思われるかというところが一点。

もう一点は、現行の選挙制度の問題点とか、特に地方の声が切り捨てられるとか、そういうところを考えると、今の判例上での一人一票の、特に衆議院だと一対二、これを超えて、もう少し、面積であるとかあるいは地域との一体性とか、そういうものを勘案しようとすると、この間の議論だと、憲法改正をしないと現行憲法の下では無理じゃないか。

ですから、私の質問は、人口以外の要素を加味するとすれば、憲法改正を行わないとそれはできないんじゃないかというふうに思うんですが、この点についてお二人はどのようにお考えになるか。この二点をお聞かせいただければと思います。

○大泉淳一君 ありがとうございます。

選挙制度と定数の話を切り離すべきではないのではないかと御指摘いただきましたけれども、定数については、第八次選挙制度審議会のときも、五百十一の定数に対して五百程度ではないかというふうな答申だったと思います。そういう意味では、おおむねの関連性はあるんですけども、この制度だったらいとこのぐらいというのは、どうかかなというところもあります。ただ、現行の小選挙区比例代表並立制を見ますと、八次審でも三対二。総定数というよりも、そういうバランスの理論は制度と切り離せないんじゃないかなと思います。

それから、面積などの人口以外の要素は、私もできるのかなと思って会合とかでいろいろ聞いていますと、北欧の方でやっているときも、全部憲法でやっているというふうな話を伺いました。人口のほかに面積を入れるということも北欧諸国で

やられているということを若干耳に挟んだこととはございますが、いずれも憲法が対象だったというふうに記憶しております。そういう意味から、選挙権の平等という今の最高裁の判例がある中ではなかなか難しいのかなと思います。

以上です。

○大山礼子君 定数と選挙制度は一体で議論すべきという最初のお話ですけれども、一つ御参考の例を挙げるとしますと、イギリスは全部小選挙区制なんですけれども、本当に戸別訪問を徹底的にやるところで、戸別訪問で回り切れる大きじやないと困るんですね。そういうことを考えると、定数もかなり多くなるということがあるようでございます。ですから、関係はもちろんあると思います。これから日本の衆議院でどのような選挙制度が理想なのかということを考えていけば、おのずと定数についてもこれぐらいは必要だねということが出てくる可能性はあるかと思えます。

それから、人口以外の要素を加えるために憲法改正が必要というのはそのとおりかと思えます。更に言いますと、衆議院で人口以外の要素を加えることは、憲法を改正しても無理だと私は思いますが。参議院を地方代表機関にするというようなことは憲法を改正すれば可能かと思えますけれども、国民代表機関が人口以外の要素を加えるというのはやはり弊害の方が大きいような気がしております。

以上です。

○金村協議員 お二方とも、ありがとうございました。

大泉参考人がお示しいただいた平成二十八年の答申を改めて拝見して、私は少なくとも、定数削減については、各政党が当時公約に掲げて、それが実行されていないことに対する政治への不信感の根底にあるものんじゃないかなというのは、おおよそ当たっているんじゃないかなという実感がございます。そういう意味では、どこを捉まえて、それぞれの政党が必要かという意見をを出していったりするものなんですが、私は少なくとも、かつて、十数年前に各政党が競い合って提示したものを実現していくことがやはりまず第一歩じゃないかなと感じた次第です。

お二方にお伺いしたいのは、現状の多党化です。行き過ぎた多党化というのは、やはり私は少し問題じゃないかなと思っております。その上で日本の二院制を見たときに、衆議院に対して、決める政治というか、衆議院で物事が決められる、そういう側面の強い選挙制度がある方が政治決断がスピーディーにできるんじゃないかなと思っております。今の小選挙区比例代表並立制は、少なくとも、政治とSNSの中で、それぞれの国民が、主義主張が異なつて、よりエッジの利いたところに一票を投じやすいし、また、そういう小規模政党、中規模政党が誕生しやすい選挙制度であるがゆえに多党化を促しているんじゃないかなという理解を私はしています。

この選挙制度の下で更に多党化が進んでいくと何が起きるかという、一強多弱の構造が生まれやすくなるわけですね。それは建設的な議会の論議というのもおろそかになってしまいますから、

一定程度、決める院としての機能を衆議院選挙にしっかりと備え、かつ、一定の規模感の二大政党制の中で議論していく方がやはりいいのではないかなという実感はございますので、昨今の多党化の流れと衆議院の今の小選挙区比例代表並立制の因果関係、その辺についてお考えを教えてくださいたいと思います。

○大泉淳一君 ありがとうございます。

小選挙区比例代表並立制が導入されたときは、政権選択ができるように小選挙区を多く入れて、ただ、少数の意見を反映させなければいけないという面から比例代表も併せて、それぞれの制度の欠点を補う制度として持ち出されたわけでございまして、穏健な多党制になるだろうと考える人もあれば、二大政党制になるだろうと考える人もあって、結局、途中までは二大政党制の方に向かっていったのかなと思います。政権交代が一回ありましたけれども、現在のような状況に、それは世論の変化もあってこういうことになっているんだと思います。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、政権選択であれば、選択肢がなければいけないということになりますと、小さい政党がたくさん出てままとまらなければいけないことですが、今の衆議院の選挙制度は、政党でなければ戦えない、政党の連合は戦えないみたいなことで、当時の中選挙区制の時代から比べれば、政党がやってくれないといけないという思いの中でできた制度でございまして、次の段階まではちょっと見越していないという面もあります。そういう意味では、

どうやって政権交代なり政権を争える制度になるのかという観点からも検討していただければなと思います。

以上です。

○大山礼子君 まず、スピーディーに物事が決められた方がいいかどうかというのは、随分議論のあるところで、必ずしもそうじゃないという意見もあるかと思いますが、選挙制度との関わりで申し上げますと、単純小選挙区制をずっと使っているイギリスもどうも多党化してしまいました。今は、もう本当に、多党化して何が何だか訳が分からないような状況になっております。ですから、小選挙区一本にしたから必ず二大政党になるというようなことはございせん。

そして、今、大泉さんからも御説明がありましたけれども、比例代表の場合も、もうちよつと柔軟に、統一名簿を作るとか、そういうことを工夫していけば政権選択になり得ますので、その辺も併せてお考えいただいた方がいいのではないかと存じます。

○和田（政）協議員 参政党の和田政宗でございます。

大山先生にお聞きをしたいというふうに思います。

選挙制度の分かりにくさと有権者の投票行動についてお聞きをしたいんです。

私は、衆議院議員になる前は、参議院議員の全国比例選出でございました。そのときには、非拘束名簿の比例代表でありますので、私の名前を書いてくださいということをお願いをするわけであ

りますけれども、和田さん、政党名を書いておいたよ、それだと和田さんの票にならないの、こういうようなことを参議院議員時代は有権者から投げかけられるということでした。

今現在、衆議院議員になって、衆議院の比例代表の方は政党名だということで、私は前回の選挙で重複立候補をしたんですけれども、今度は、和田さん、比例代表で名前を書いてということを書いたんだけど、今回は和田さんの名前を書いていただけでもない、今回は無効票になるのかなと言って、実際に調べてみたら、名前が書かれています無効票がそれなりの数あったというような状況であります。

これは、有権者にとって、衆参でそれぞれ比例代表というものがあることによって、また制度が違うということによって、やはり相当な混乱が見られるというふうに思うんですね。衆議院と参議院が全く別の選挙制度であつたら課題はないというふうに思うんですけれども、比例代表というものが衆参で存在しながら、またその制度の在り方が違うということも含めて、こういうふうな選挙制度の分かりにくさというところ、今私が申した観点の中でもう少し教えていただければというふうに思います。これがまず一点目。

二点目は、女性議員の少なさということ。大山先生はおっしゃいました。実は、私が所属している参政党は、衆議院は女性議員が上回っております。衆参合わせても、男性、女性共に半分なんです。私も参政党に入党する前は別の政党に所属しておりましたけれども、女性議員候補者の発

掘というものに非常に苦戦をしておったんですけれども、参政党の場合ですと、例えば、三十代の子育て世代の女性であるとか、地域また日本国全体に課題を持っている若い女性もどんどん出てくさいということでも声をしていくと、私が出ますというふうな候補者になってくださる方がいらっしやるということがこういう結果につながっているんです。

先生が言われた供託金、これは、政党で出すのか個人で出すのかというところはあるんですけども、やはり若者や女性にとっては、先生がおっしゃられるように負担感が大きいんです。ですので、供託金の制度、国政選挙は三百万、比例代表でも三百万、重複立候補をすると六百万ということも含めて、この金額ですとか制度の在り方ということについて、もう少し御教示願いたいと思います。

○大山礼子君 分かりにくさという話なんですけれども、確かに、参議院の非拘束名簿で、政党名でもいいし個人名でもいいというのをどうやって計算するかというのは、例えば私が教えておりました政治学科の学生もほとんど分かっていますでした。ですので、それを説明するのに三十分ぐらいかかりました。これは、小中学校、高校の教育でしっかり教えていないということもあるかと思えますけれども、理解されておりません。それからまた、特定枠というものも全然分からないし、本当に分かりにくいんです。

分かりやすさというのは、選挙制度を考える上での大事なポイントだと私も思います。例えば、先ほど申し上げた中選挙区規模で比例代表をす

るんだったら、全部個人名でしか投票できません、だけれども分けてあげるようにしますというんだつたらもうちよつと分かりやすいかもしれませんし、いろいろやり方はあるかと思えます。

それから、女性議員の話で、供託金のことですけれども、私も供託金はちよつと高過ぎると思っています。先ほど申し上げましたように、これは元々、自分の宣伝のために出る不真面目な候補者を排するためにやっているということなんですけれども、本当に宣伝に使うと思う人にとつては三百万ぐらい何でもないですよ。そうではなくて、真面目な、自分の主義主張があつて出たいという方にとつて非常に負担感が大きいということだと思います。国会だけではなくて地方にも全部供託金がありますので、ここは是非見直していただきたい点だと私も思います。

国連の女性差別撤廃委員会でしたか、正確でなかったら申し訳ないんですけども、そこからも供託金はやめた方がいいんじゃないかというふうに言われていますので、そこもお考えいただきたいと思えます。

○島尻協議員 ありがとうございます。

私も、女性議員という切り口でお二人に質問したいというふうな思っております。

今、我が国の国会議員、とりわけ女性議員の比率を見ると、諸外国と比べても大変低い、そういう中であつて、女性議員を増やさないといいませんよねということがございます。各政党そして各党で、本当に艱難辛苦といえますか、四苦八苦しなながら、何とか数を増やさなければならぬとい

う取組をしていることは承知しているところでありますけれども、今回、この協議会の中でも議員定数の削減を含めた議論を今させていただいておりますが、この点で、現状においても女性議員が増えていかないという中で議員定数を削減すると、女性議員の数を増やしていくというのがますます困難になっていくのではないかと少し心配をしているところでもございます。

我が党の中でも、女性活躍の中で、今、選挙制度については議論を深めているところでありまして、女性議員を生むためのエコシステムが必要なのではないかという議論をさせていただいております。

その中で、今日は大山参考人から大変面白い御提案がありました。政党交付金による穏やかなインセンティブ、これも今後しっかりと議論させていただきたいなというふうにも思っております。議事録を読ませていただきましたけれども、前回、大山参考人から、男女のペアで立候補をさせるというフランスの例も御提示があつたようです。これは国政選挙でないにしても、こういうやり方があるんだというのは大変参考になりましたし、それから、ジッパー方式だとかいろいろなやり方で、何とかして、各政党そして各党で案を出し合つてやっているといるふうにも認識しているところでもあります。

この際、大山参考人、そして大泉参考人にも、これまで長い間選挙制度に携わつてこられた参考人にお聞きをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○大泉淳一君 御質問ありがとうございます。

多様性の面からいって、女性議員を増やしていくという必要は絶対あると思います。政治分野の男女共同参画の推進に関する法律、これを一般的に広く知ってもらって、それぞれの議会において環境整備などをしていくことが重要だと、現役の時から感じておりました。

ただ、選挙を執行するという立場の者から申し上げますと、女性議員を増やすということが個別の議員の応援に取られるのではないかと、このころは、非常に怖くて悩ましいところでございます。こういったところもございまして、ある意味、制度できちっと女性の議員が増えていくような仕組みを進めていったらどうかということだと思います。

そういう意味では、先ほど大山先生からございましたような、選挙の周辺のある政党助成あるいは選挙公営などもあるのかなと思いますけれども、そういうものも絡めて進めていっていただければ何か策はあるのではないかと思います。

○大山礼子君 ありがとうございます。

最初におっしゃったように、定数削減の悪影響があるんじゃないかというのとはおなじだと思います。特に女性が選挙に弱いわけではないんですけれども、定数削減をすることによって、やはり現職議員が空かなくなるわけですね。そうすると、女性議員を擁立できなくなるということはあると思います。

そして、やり方ですけれども、フランスの県議会の場合についておっしゃっていただきましたけれども、

ども、フランスでは、国政の下院については、日本の政党助成法に当たるものでインセンティブをつくっています。これはどういうことかというところ、男性議員と女性議員の数のパーセンテージの開きが大きいと、その開きの一・五倍、政党助成金を減らすというすごいものです。つまり、女性四〇%、男性六〇%ですと、開きが二〇%なので、三〇%交付金が減らされますということもやっております。これでどんどん増えているということもあります。

それからまた、ほかの国では、最初から、比例のところでは五〇%にしなさいというふうな法律で決めてしまつて、一挙に五割になったところもたくさんございます。

日本で何ができるかということですが、減額措置というのはやはり抵抗がすごく強いようございまして、減額ではないやり方ということでもちよつと御提案をしてみたということですが、考えに入れていただければ幸いです。

○峰島協議員 ありがとうございます。

私から御質問させていただきたい点が二点ございます。

まず、お二人から見ると、これまでの小選挙区と比例代表の並立制について全体的にどのような御評価をされているかというところは、是非改めて伺いたいたいなというふうなところでは、是非改めてお伺いしたいなというふうな話がありまして、元々、二大政党制を志向しているかと思っておりますが、一部の期間を除いて、実際はどちらかというと一強だったというところがあるのかなと思うところで、そこをどう御評価されているかというところ

はお伺いできればと思っております。これが一点目です。

二つ目に関しまして、実は私自身も、確かに小選挙区は二大政党制が望ましいのではと考える立場ではありますが、その中で、例えば一つ考え得る方法として、RCV、ランクド・チョイス・ポーンティングがあるかと思うんです。あの投票形式だと、野党側の結集効果が高められる、要するに、与党有利にならず、二位の政党に対してもしっかりと有利になつて、実質的な二大政党制を目指すのではというような意見が党内でも出ているんですが、そのような点についてお二人の御所感を伺いできればというふうな考えております。

以上でございます。

○大泉淳一君 ありがとうございます。

小選挙区比例代表並立制の評価でございますけれども、審議会の有識者の方々が一生懸命考えられて、その結果、大分長い時はかかりましたけれども、そのまま制度化がされて、当初の状況では、最初は自民党に対して新生党ができて、その後の展開がいろいろありまして、次は民主党が出てきて、ついに政権交代にまで及んだというようなこととでございますけれども、ある意味、そういうことで一つ予見した効果が出たことはあったんじゃないかと思えます。

ただ、現在のものがそのまま続いているのかという点と、現在の政党の支持の状況、議院の状況などからいって、また考えるべき時期にきているのではないかと、また議論には非常にうなずけるものがございます。

それから、もう一つ、RCVというのがちよつとよく分からないんですけども。

○**峰島協議員** 少し補足させていただくと、簡単に申し上げると、RCVは、一位、二位、三位というふうに、一人だけでなくて、ある種、連記制に近い形を取るといふものになっていきます。

○**大泉淳一君** 分かりました。勉強不足で済みません。

番号をつける、それで比例代表的効果も出てくる、比例代表の一部であるというような評価を受けている制度だと思います。それを選択することは可能であり、穏健な比例代表効果というか、絶対多数効果を生んでいくというような説明があつたと思います。

ただ、ここは、選挙管理の現場からいいますと、そうするのであれば、やはりかなり投票方式が難しくなつてまいります。少なくとも記号式にして、さらに番号をつけていくというようなことがございますから、そこら辺の具体的な投票の方式なども含めて考えていただければと思います。中身的にはちよつとよく分からないので、申し訳ございません。

○**大山礼子君** まず、並立制の評価でございませうけれども、今、大泉さんがおっしゃつてくださったように、いろいろ考えた結果ですけども、結局、最後は両方の妥協の産物だったわけですね。大きな政党は小選挙区制がいい、小さいところは比例代表がいいというので、両方やりましょうみたいな話だつたと思います。効果は、大泉さんの資料でも明らかのように、明らかに買収件数が減つ

ていまして、同士打ちがなくなったというのはやはり大きなことだつたと思います。ですから、前よりはよくなつてきていると思います。ただ、これで終着点なわけではなくて、いろいろ考えていくべきところは多いかと思ひます。

それから、先ほどおっしゃつたのは、政治学では順位付投票とか選択投票というんですけども、小選挙区でやるか、大きな選挙区でやるかによって全く違うんですね。大きな選挙区でやる場合は、比例の結果と同じになります。小選挙区でやる場合は、フランスでは二回投票といって決選投票みたいなものをやつているんですけども、それと同じことなんですね。決選投票をやらなくて一回で済ませる、絶対多数が取れるところが勝つということなんです。ですので、同じ、順位をつける投票でも選挙区の大さきによつて全然性格が違うので、そこも考えていく必要があるかと思ひます。

○**塩川協議員** 日本共産党の塩川鉄也です。お二方から貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

それぞれにお尋ねしようと思ひますが、大泉会長につきましては、二〇一六年の衆議院選挙制度に関する調査会答申を引用されてのお話をいただきました。

思ひますけれども、ここに「衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。」という記述があるんですけども、そもそも、大島議長の下に置かれましてこの調査会におきましては、議会として四つの項目で諮問が行われていたわけですね。その

諮問事項として、現行選挙制度の評価ですとか、一票の較差は正のやり方とか、衆参選挙制度の在り方の問題点とか、それに加えて、各党の公約にある定数削減の処理というのが入つていたわけですね。

つまり、この調査会の答申に求められている項目の一つに、要は定数削減をどうやるんだというのが挙げられている、それをそのまま諮問事項どおり書いているのがここでの定数削減についての記述だと思ひます。その辺の経緯についてお聞きできればということ。

あわせて、そういった定数削減のやり方について答申をという下でも、ここにありますように、現行の衆議院議員の定数というのは、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。定数削減ということを諮問事項と言われながらも、こういったことを述べている、そういった調査会での議論の中心について御紹介いただければということなんです。

それから、大山先生には、議員定数削減によつて生じ得る問題点ということで御指摘いただきました。

一つは、常任委員会等の運営に支障ということについて、具体的にどんなことが考えられるのか、起こつているのかということ。私は、今、政務三役が八十人も政府に入るといふ中で、立法院で活動する人数が限られるという側面もある、そういう下での議員定数削減というのは立法院の権能を果たす上での困難さをより一層持つのではないかという問題意識もあるんですが、そのことも含め

て、常任委員会等の運営に支障というのとはどういうことをおっしゃっておられるのかというのをお聞きしたい。

もう一つ、現職優位の傾向を助長ということで、議員の新陳代謝、多様化を阻害するということがありません。その点では、定数削減もそうなんです。選挙制度として、やはり小選挙区制というのが新陳代謝、多様化を阻害するものになっていくのではないかと。そういう点でも、小選挙区よりも比例中心の制度の方が、こういった議員の新陳代謝、多様化につながるものになるのではないかと。その点についてのお考えをお聞かせください。

○大泉淳一君 調査会答申についてでございますが、私の資料についておりますけれども、これは衆議院の調査会でございます。当時私はまだ総務省にいたものですから、中身的には分かりません。議事要旨などを見て大体想像して、あるいは答申をそのまま引いてきたということでございます。メンバーは、学者の先生方もいらつしやいます。財界の方とかいろいろな、文化人とかも含めて、平井知事もおりましたけれども、そういうような幅広い中での、世論も含めた定数削減に対する議論だったのではないかと想像します。

それ以上のことは、中にいたわけではないのでちよつとよく分かりません。申し訳ございません。以上です。

○大山礼子君 まず、常任委員会等の運営に支障ということですが、極端に定数削減をいたしますと、現在の常任委員会数を維持する、各分野ごと、大体省庁対応になっていると思えます。

けれども、そういうものを維持していると、しかも委員の数を維持していると、皆さんかけ持ちしなければならなくなるわけで、かけ持ちしないようにするためには委員の数を減らすということになって、そこに参加できない政党も増えてくる、こういうことでございます。

それから、現職優位の傾向を助長するというところで、小選挙区制もそうではないかというところをおっしゃるとおりでございます。小選挙区制ですと大体指定席になりがちで現職は落ちないというの、世界の国々を見ても、そういう傾向がございます。

多様化という点でいいますと、女性議員が多いところは比例代表の国が多いというのものはつきり実証されているところでございます。比例の名簿を作るのに男性ばかり並べるのはやはり格好が悪いというようなこともあろうかと思えますので、それははつきりしているところでございます。

以上です。

○勝目協議員 両先生、本日はありがとうございます。

衆議院というのは、首班指名であるとか予算であるとか、優越が定められているということもあって、先ほどもありましたが、民意の集約機能というものがより重視されるということで、現在の小選挙区比例代表並立制においても議席の配分に軽重があるということなんだろうと思っております。

ただ、先ほど大山先生の方から御指摘いただいた、イギリスは完全小選挙区でも多党化をしてい

るといふ話がありました。ということは、つまり、制度でもってアプリアリに集約機能が発揮される、ないしは反映機能が発揮されるということでは必ずしもないのかなということだと思います。小選挙区において集約機能が発揮されるその前提条件のようなものはどういふものがあるのかということをお伺いできればと思います。

大泉参考人も、この件につきまして何がしかコメントがあればいただければと思います。

○大山礼子君 確かに、イギリスでは、小選挙区制ですと二大政党制で、本当に二大政党以外のところの得票率というの、も少なかったんですね。それは、労働者階級と有産階級というような、クリビッジというんですけれども、階層の断絶があつて、それぞれ、親代々、私はこの党ですというようにところがあつた、そういう時代には確かにその制約が効いていて、しかも、第三党以下は、たまに出てきてもなかなか議席が取れませんので、また支持が減ってしまうというような効果は確かございました。

ですけれども、今、日本でも少し起きつつあると思いますけれども、いろいろ新しい政党がどんどんできて、それがネットであるとかそういうところまでアピールをして支持を獲得していくというように世の中になつていきますと、これはなかなか、小選挙区制にしたからといって二大政党になるのは難しい、こういうことかと思えます。

以上です。

○大泉淳一君 特にございません。

○鈴木座長 ほかはいかがでございますでしょうか。

令和八年五月二十六日

衆議院選挙制度に関する協議会

よろしゅうございますか。

本日も、多党化であったり、あるいは女性議員の少なさ、こういった状況、あるいは選挙制度それぞれについての様々な問題、課題、あるいは定数の在り方も含めて、大変貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

この際、協議会を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、忌憚のない御意見をそれぞれのお立場から賜りましたことに改めて感謝を申し上げますと思います。いただきました御意見も踏まえながら、よりよい選挙制度の在り方について、この協議会でも引き続き協議をしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

次回の協議会につきましては、幹事会において協議をさせていただくことといたしまして、本日は、これにて散会をいたします。

午後五時二十五分散会